

日月送受號		日月送受號		日月送受號		日月送受號	
第	號	第	號	第	號	第	號
號	送	號	受	號	送	號	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日
案起昭和二年八月二日							
判決月日合校							
受付局							
行施月第							
九月五日							
月號							
へ送ル月日							
九二 案外							
大臣五							
次官							
秘書課長							
事務官							
總務課長							
會計課長							
審査委員							
訓令案							

◎ 號 番 先 議 合

二四一

一 乳肉衛生に関する事項
二 人畜共通傳染病に関する事項

教権に関する事項	教材に関する事項	講習生に関する事項	講師に関する事項	準備室及び標本室に関する事項	寄宿舎に関する事項	その他養成訓練の実施に関する事項
第四條 衛生統計学部では、左の事務を行ふ。	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条

第一 乳肉衛生に関する事項
第二 人畜共通傳染病に関する事項
第十三條 小兒衛生学部では、左の事務を行う。
一 母性衛生に関する事項
二 乳幼兒衛生に関する事項
三 学童衛生に関する事項
第十四條 労働衛生学部では、左の事務を行う。
一 労働者の職場條件及び生活環境の衛生に関する事項
二 作業能率及び休養に関する事項
三 職業性疾患及び産業災害に関する事項

第三 昭和二十一年法律第十一号
(弁護士及び弁護士試補の資格
の特例に関する法律)の一部を
改正する法律案(内閣提出、参議
院送付)

第四 貿易組合法を廃止する法律
案(内閣提出)

(各通)	同	中野	文雄
庶務部会計課勤務を命ずる	同	安川	千秋
庶務部涉外課勤務を命ずる	岩谷	宗次	
調査部第一課勤務を命ずる	岩淵	兵七郎	
金木			
貢			

衛生教育に関する事項
保健婦事務に関する事項
生化学研究室では、保健衛生の生化学に関する事務を行ふ。
心理学研究室では、左の事務を行う。
第一二一、児童心理に関する事項
赤堀心理に関する事項
災害ひん発性素質に関する事項

◎任命及辞令	同	衆議院主事 伊藤 信二 萩谷 哲夫 池羽太三郎 山田 健兒 村井 宗義
閣提出	同	

（名簿）
同 同
安田 俊郎
田口 三男
警務課勤務を命ずる（以上八月三十日
衆議院）

一、図書のしゆう集に関する事項
二、図書の保管に関する事項
三、図書の閲覧に関する事項

10

卷之三

1

卷之三

THE BOSTONIAN

めぐれす

府政本日

厚生省訓 第四五二號

厚生部内一般

公衆衛生院事務分掌を、次のように~~規定する~~改正する。

右訓令する。

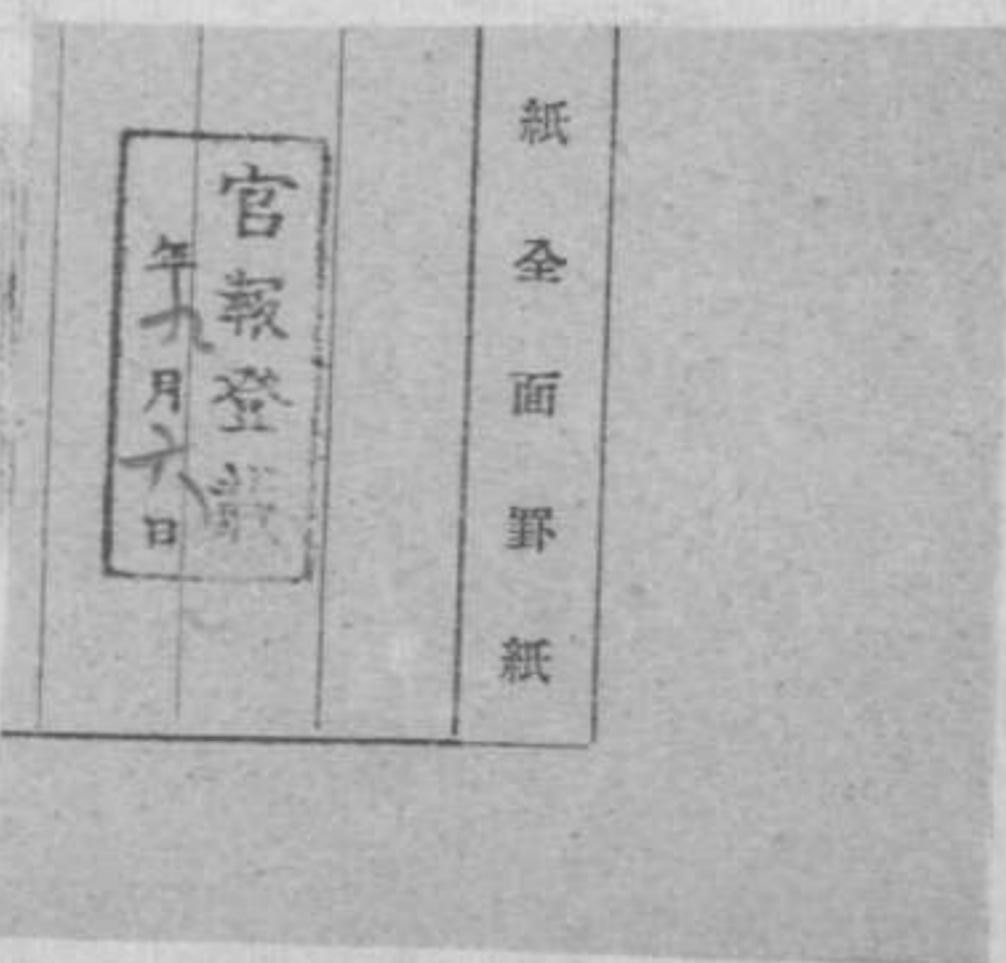
昭和二十二年八月二十六日

厚生大臣 一松定吉

吉

497

めくれず



- 六 寄宿舎に關する事項
- 七 その他養成訓練の實施に關する事項
- 第四條 衛生統計學部では、左の事務を行う。
- 一 衛生統計に關する事項
- 二 人類遺傳に關する事項
- 三 働生及び精神衛生に關する事項
- 第五條 生理衛生學部では、左の事務を行う。
- 一 人体機能の生理及び衛生に關する事項
- 二 人体測定に關する事項
- 三 優生及び精神衛生に關する事項
- 第六條 生活環境の生理學的諸條件に關する事項
- 一 食生活に關する事項
- 二 飲食病理に關する事項
- 三 食生活に關する事項
- 第七條 疾病部では、左の事務を行う。
- 一 急性傳染病の疫學に關する事項
- 二 慢性傳染病の疫學に關する事項
- 三 寄生蟲病、風土病及び多發性疾患の疫學に關する事項
- 第八條 衛生微生物學部では、左の事務を行う。
- 一 細菌免疫學に關する事項
- 二 寄生蟲學に關する事項
- 三 衛生昆虫學に關する事項
- 第九條 上下水道の衛生に關する事項
- 第十條 建築衛生學部では、左の事務を行う。
- 一 住宅及び諸種建築の衛生に關する事項
- 二 汚物廻分及び埋火葬等の衛生に關する事項
- 第十一條 衛生藥學部では、左の事務を行う。
- 一 附帶衛生設備に關する事項
- 二 都市計畫並びに國土計畫の衛生に關する事項

- 一 衛生化學に關する事項。
二 藥品の鑑定に關する事項。
第十二條 衛生獸醫學部では、左の事務を行う。
一 乳肉衛生に關する事項。
二 人畜共通傳染病に關する事項。
三 母性衛生に関する事項。
四 乳幼兒衛生に關する事項。
五 學童衛生に關する事項。
第十四條 勞働衛生部では、左の事務を行う。
一 勞動者の職場條件及び生活環境の衛生に關する事項。
二 作業能率及び休養に關する事項。
三 職業性疾患及び産業災害に關する事項。
第十五條 衛生行政部では、左の事務を行う。
一 公衆衛生行政に關する事項。
- 社会福祉及び社會保障に關する事項。
二 徒生教育に關する事項。
三 徒生教育に關する事項。
四 保健婦事業に關する事項。
第十六條 生化學研究室では、左の事務を行う。
一 保健衛生の生化學に關する事項。
二 兒童心理に關する事項。
三 産業心理に關する事項。
第十七條 心理學研究室では、左の事務を行う。
一 保健衛生の生化學に關する事項。
二 兒童心理に關する事項。
三 産業心理に關する事項。
第十八條 附屬圖書館では、左の事務を行う。
一 圖書の蒐集に關する事項。
二 圖書の保管に關する事項。
三 圖書の閲覽に關する事項。

府政本目

理由

公衆衛生技術者の養成訓練機關として一層活潑なる活動を促し併せて國民の保健衛生に關する調査研究を効率的ならしめるの要あるに依る。

裏面白紙

府政本

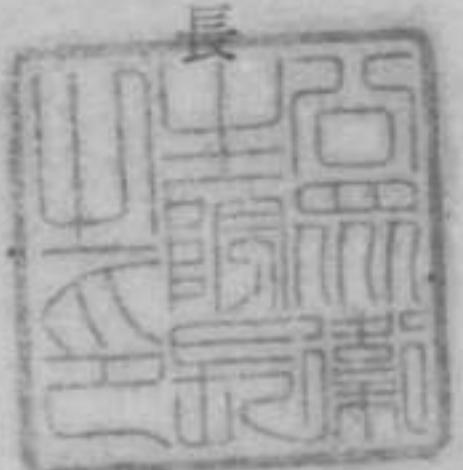


公衆保健局長

公衛秘發第七九號

昭和二十二年八月八日

公衆衛生院



司長書記

公衆衛生院事務分掌規程公布に關する件

標記の件について、別紙の通り公布方御取計らい願います。

厚生大臣官房秘書課長 殿

裏面白紙

現行

野紙	洋紙	全面野紙
----	----	------

公衆衛生院事務分掌規程

第一条 公衆衛生院に、庶務課、教務課、審議室及左の三部を置く。

体力科学部

生活科学部

予防医学部

第二条 庶務課では、左の事務を行ふ。

一 人事に関する事。

二 官印の管掌に関する事。

三 文書の接受、發送、編纂及び保存に関する事。

四 合計に関する事。

五 院内取締に関する事。

六 他官署管に属する事。

第二条 教務課では、公衆衛生技術者養成訓練に関する事務を行ふ。

厚 生 省

第三条 審議室では、院長の命を承け養成訓練並に綜合調査研究、企画及び連絡調整に関する事を行ふ。

第四条 体力科学部では、左の事務を行ふ。

一 体力に関する事。

二 人類遺傳及び精神衛生に関する事。

三 女性、乳幼児及心童の衛生に関する事。

四 心理学に関する事。

五 その他、保健衛生一般に関する事。

第六条 生活科学部では、左の事務を行ふ。

一 環境生理に関する事。

二 作業条件及び能率に関する事。

三 職業衛生に関する事。

四 建築衛生に関する事。

五 生化學に関する事。

野 紙 洋 紙 全 面 野 紙

第六条 予防医務部では、左の事務を行ふ。

- 一 急性及び慢性傳染病に関する事。
- 二 衛生監視室に関する事。
- 三 上下水道及び汚物処理に関する事。
- 四 薬室に関する事。
- 五 保健指導に関する事。

厚 生 省